

○ 銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第五条及び第七条第六項の規定に基づく銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整等を定める件（平成十四年金融庁告示第十四号）

改正案	現行
<p>(銀行)</p> <p>第一条 銀行（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号。以下「法」という。）第二条第一号に掲げる者をいい、法第三条第三項に規定する外国銀行支店を除く。以下この項において同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 国際統一基準行（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下この項において「自己資本比率告示」という。）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行をいう。次項において同じ。）</p> <p>（自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本の額及び同条第二号の算式におけるその他Tier 1資本の額の合計額）</p> <p>二 国内基準行（自己資本比率告示第一条第十号の三に規定する国</p>	<p>(銀行)</p> <p>第一条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号。以下「法」という。）第二条第一号に掲げる者（法第三条第三項に規定する外国銀行支店を除く。次項において「国内銀行」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第五条に規定する基本的項目の額とする。</p>

内基準行をいう。第三項において同じ。） 自己資本比率告示第

二十八条に規定する基本的項目の額

2

前項第一号の普通株式等Tier1資本の額及びその他Tier1資本の額の合計額の算定に当たっては、国際統一基準行がその特定子会社等（銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令（以下「保有の制限に関する府令」という。）第一条第二項に規定する特定子会社等をいう。以下同じ。）を連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第四号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）としている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含めないものとし、当該国際統一基準行の保有の制限に関する府令第四条第一項第二号に掲げる者（以下「持分法適用会社等」という。）の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該国際統一基準行の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る同号に規定する除して得た数（以下「持分比率」という。）を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が正の値である場合の当該評価差額に当該持分法適用会社等の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券の評価差額（当該持分法適用会社等が財務諸表

2

前項の基本的項目の額の算定に当たっては、内国銀行が特定子会社等（銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令（以下「保有の制限に関する府令」という。）第一条第二項に規定する特定子会社等をいう。以下同じ。）を連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第三号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）としている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含めないものとし、当該内国銀行の保有の制限に関する府令第四条第一項第二号に掲げる者（以下「持分法適用会社等」という。）の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該内国銀行の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る同号に規定する除して得た数（以下「持分比率」という。）を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一号に規定するその他有価証券評価差額金が正の値である場合の当該評価差額に当該持分法適用会社等の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表規則」という。）第六十七条第一号に規定するその他有価証券の評価差額（当該持分法適用会社等が財務諸表規則の規定の適用を受けない者である場合にあつては、これに相当する額。）に当該持分法適用会社等

等規則の規定の適用を受けない者である場合にあつては、これに相当する額)に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加えた額が正の値である場合の当該加えた額から連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が正の値である場合の当該評価差額を控除した額をいう。以下同じ。)を控除するものとする。

3 第一項第二号の基本的項目の額の算定に当たっては、国内基進行がその特定子会社等を連結子会社としている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含めないものとし、当該国内基進行の持分法適用会社等の純資産額(貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該国内基進行の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。)に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益を控除するものとする。

(銀行持株会社)

第五条 銀行持株会社(法第三条第六項に規定する銀行持株会社をいう。以下この項において同じ。)の必要な調整を加えた自己資本の額は、次の各号に掲げる銀行持株会社の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 国際統一基進行(銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、

に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加えた額が正の値である場合の当該加えた額から連結財務諸表規則第四十三条の二第一号に規定するその他有価証券評価差額金が正の値である場合の当該評価差額を控除した額をいう。以下同じ。)を控除するものとする。

(新設)

(銀行持株会社)

第五条 銀行持株会社(法第三条第六項に規定する銀行持株会社をいう。次項において同じ。)の必要な調整を加えた自己資本の額は、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁告示第二十号)第五条に規定する基本的項目の額とする。

銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下この項において「持株自己資本比率告示」という。）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行をいう。次項において同じ。） 持株自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本の額及び同条第二号の算式におけるその他Tier 1資本の額の合計額

二 国内基準行（持株自己資本比率告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。第三項において同じ。） 持株自己資本比率告示第十七条に規定する基本的項目の額

2 前項第一号の普通株式等Tier 1資本の額及びその他Tier 1資本の額の合計額の算定に当たっては、国際統一基準行がその特定子会社等を連結子会社としている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含まれないものとし、当該国際統一基準行の持分法適用会社等の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該国際統一基準行の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益を控除するものとする。

3 第一項第二号の基本的項目の額の算定に当たっては、国内基準行がその特定子会社等を連結子会社としている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含まれないものとし、当該国内基

2 前項の基本的項目の額の算定に当たっては、銀行持株会社が特定子会社等を連結子会社としている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含まれないものとし、当該銀行持株会社の持分法適用会社等の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該銀行持株会社の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益を控除するものとする。

（新設）

準行の持分法適用会社等の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該国内基準行の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益を控除するものとする。